

報告第2号

専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：住宅課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月4日報告

小松島市長 中山俊雄

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	38,000円
相手方	櫛漕町在住の男性
事故発生年月日	令和5年12月1日
事故発生場所	小松島市櫛漕町字大郷領
事故の概要	

右前方から相手方車両が後退してきたため、公用車を一時停止していたところ、相手方車両後部と公用車前部右側が接触したもの。

令和6年1月17日 専決第2号

小松島市長 中山 俊雄